

加古川市
公園施設長寿命化計画

令和3年2月

加古川市 建設部 公園緑地課

1. 都市公園整備状況

(令和2年12月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
366 (公園)	189.4ha	7.8 m ²

2. 計画期間 (西暦) [2021年度～2030年度 (10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
290	7	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	302

②選定理由

開設年度が古く施設の老朽化が進行している近隣公園や街区公園、面積が広く計画的な施設の維持保全が望まれる総合公園および風致公園等を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1635	194	1828	1327	40	3	284

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
6431	0	0	11742

②これまでの維持管理状況

各公園施設の維持管理状況は、公園管理者（維持管理業務受託者）による日常点検と市職員による定期点検を実施し、点検結果をもとにその都度、修繕を実施している。なお、予算執行上の理由により速やかに修繕を実施できない施設については、使用禁止措置を講じ事故防止に努めている。

③選定理由

来園者への安全で安心な公園利用を提供するため、計画対象の都市公園内に設置されている施設の内、占用物件および植栽を除く劣化状況を確認できる全ての施設を長寿命化計画の対象施設とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査実施時期

令和2年7月～令和2年11月

点検調査方法

遊戯施設：「遊具の安全に関する規準（JPFA-S: 2014）」に準じて実施

一般施設：国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に準じて実施

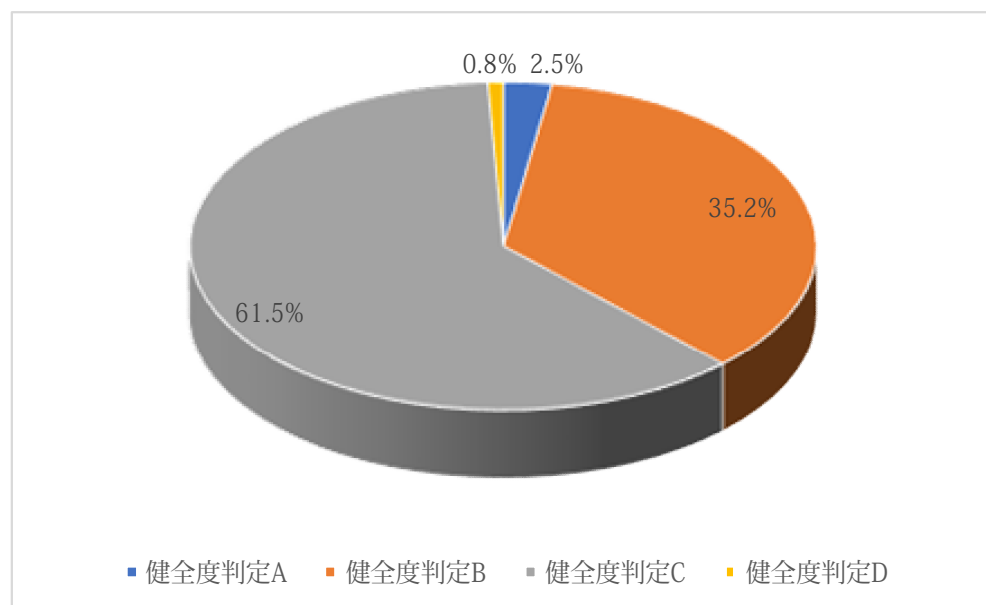
建築物：国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に準じて実施

土木構造物：国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に準じて実施

点検調査結果の概要

健全度調査は計画対象 11742 施設のうち予防保全型管理の候補とした 1493 施設を対象に実施した。

計画対象施設の劣化状況に基づく健全度 4 段階の判定結果は、最も良好な状態である A 判定は 37 基（2.5%）、B 判定が 526 基（35.2%）、C 判定が 918 基（61.5%）、D 判定が 12 基（0.8%）であった。



6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、安全性の観点より設定し、公園施設利用者の事故防止を前提としている。そのため、「安全性の確保が必要な遊戯施設」について優先的に対策を行うこととした。したがって、健全度判定がCの遊戯施設については、緊急度を「高」とした。

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全と日常点検は、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。また、専門点検が必要な施設については、各施設に応じた有識者による定期点検を実施する。

各施設の点検の方針は、以下のとおりとする。

①一般施設等、建築物

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

②遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

③その他設備等

法令で定める年1回実施する定期点検が必要な施設については、それを健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

●遊戯施設

- ・健全度判定Cであり、且つ耐用年数9割を超えた遊戯施設について、同公園内にある他の遊戯施設と複合化し、更新を行う。
- ・上記公園の中から、年少人口・周辺公園の更新状況等を考慮し優先順位を策定する。
- ・複合化する遊戯施設は、地元の意向を反映させるものとする。
- ・5年に1度程度の頻度で健全度調査を行い、劣化状況に応じて適宜計画の見直しを行う。
- ・「遊具の安全に関する規準」に示される消耗部材について、推奨交換サイクルの期間内における定期的な部材交換を実施するものとする。
使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設については処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設については処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設については処分制限期間の1.2倍を基本とし、必要に応じて補正した年数を使用する。

●その他の施設

その他の施設については、健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持するものとし、日常点検の中で劣化や損傷を把握した場合に施設の更新を行う。

備考）点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

指針（案）では、遊具、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物に関しては、長寿命化対策をしない場合と長寿命化対策をする場合とを比較する必要はないと記載されており、実施効果は検証していない。

9. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）：〔2030年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

今後、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。